



〒892-0841
鹿兒島市照国町13-42
カトリック鹿兒島司教区
電話099 (226) 5100
振込口座 02030-2-8359
編集発行 教区広報部
1部60円年間千共1100円



司教の手紙

「平和旬間」に寄せて

鹿兒島教区司教 中野裕明

教区の皆さま、お元気で
しょうか。

今回は平和旬間について
お話しいたします。まず、
「平和旬間」とは、聖ヨハ
ネ・パウロ2世が、198
1年の訪日の際、広島で発
せられた「平和メッセー
ジ」をもとに、広島への原
爆投下(8月6日)、長崎
への原爆投下(8月9日)
そして、終戦記念日(8月
15日)までの10日間を平和
の大切さについて、考え、
祈る期間として、日本の司
教団が決定して実行されて
いるものです。

各教区でそれぞれの取り
組みがなされていますが、
鹿兒島教区では、旬間の最
終日が、聖フランシスコ・
ザビエルの上陸記念日と重
なり、十分に平和について
思いを馳せることができ
ていなかったと思います。し
かしこの数年、「キリスト
教伝来記念ミサ」のミサの
終わりに一般市民の方々と
ともに「平和の鐘」を鳴ら
してきました。

ところで、今年は、聖フ
ランシスコ・ザビエル列聖
400周年記念の年に当た
ることもあり、特別に駐日
教皇大使をお招きしてメッ
セージを頂くことになっ

います。大使にはすでに、
15日は、聖フランシスコ・
ザビエルの上陸記念、太平
洋戦争終戦記念、そして、
聖母被昇天の祭日であるこ
と、それで典礼は、当然、
聖母被昇天の祭日の典礼を
使用することを確認してい
ます。

さて、私たちは信仰者と
して平和について語ると
き、基本的にそれは、神か
らの恵みであることに気づ
きます。ミサの中で私たち
は何回もこの「平和」を口
にします。司祭は「主イエ
ス・キリストによって神で
ある父からの恵みと平和が
皆さんとともに」と、呼び
かけの言葉として使いま
す。それは、イエスが、12
弟子を宣教に派遣した時の
「その家に入ったら、『平
和があるように』とあいさ
つしなさい」(マタイ10・
12)との指示を思い出させ
ます。

ご聖体をいただく前、私
たちは主の祈りを唱えてか
ら、司祭は次のことばを唱
えます。「主イエス・キリ
ストあなた使徒に仰せに
なりました。『わたしは平
和をあなた方に残し私の平
和をあなた方に与える。』
私たちの罪ではなく教会の

信仰を顧み、おことば通り
教会に平和と一致をお与え
ください」と、その後会
衆は「平和のあいさつ」を
交わします。

ただ、問題は、物事がう
まく進み、自分は何の問題
も感じていないとき、「平
和」を水や空気のような当
たり前のような感覚でとら
えてしまいがちなのが人間
の性(原罪)であります。
困難や危険が自分の身に起
こったとき人は初めて、平
和の大切さ、貴重さに気づ
くのです。

イエスは次のようにも言
っています。
「わたしが来たのは地上
に平和をもたすためだ、
と思つてはならない。平和

ではなく、剣をもたらすた
めに来たのだ。わたしは敵
対させるために来たからで
ある。人をその父に、娘を
母に、嫁をしゅうとめに。
こうして、自分の家族の者

今年の教区宣教司牧指針に

ミサ聖祭のカテケージス

6月29日(水)午後、ザ
ビエル教会聖堂において教
区で働く全司祭と助祭を対
象とした全司祭集会(コン
ベンツ)が開催された。

この日のコンベンツで
は、中野司教が教区シノド
スの経過を振り返った上
で、今年の教区宣教司牧指
針に「ミサ聖祭のカテケ
ージス」を掲げることが発表
された。

中野司教は今年の待降節
から「ミサの式次第と第1
第4奉獻文」の日本語訳
に若干の変更があるのを機
に、「文言の変更もさるこ

が敵になる。わたしよりも
父や母を愛する者は、わた
しにふさわしくない。わた
しよりも息子や娘を愛する
者も、わたしにふさわしく
ない。また、自分の十字架
を担って私に従わない者
は、わたしにふさわしくな
い。自分の命を得ようとし
る者は、それを失い、私の
ために命を失う者は、かえ
ってそれを得るのである。
」(マタイ10・34)

言い表しています。つま
り、たとえ血縁関係にあつ
ても平和は構築しがたい、
もし平和が欲しいなら、自
分とイエスとの関係性で考
えなさい、という勧告で
す。
ある人が何でも売ってい
るといふ店に行つて、店員
に「平和」を下さいと願
いました。店員はそのコーナ
ーを紹介しました。案内さ
れた所には「平和の種」が
置いてあつた、というお話
です。つまり、平和とは出
来上がった商品ではなく、

自分で種をまいて育ててい
かなければならない性質の
ものだ、ということでしょう。
そうだとすると、法律
では取り締まれないが、平
和を壊すあらゆる種もある
に違いないのです。それら
すべての事柄を、私たちは
「罪」と呼んでいます。
この意味で、司祭はミサ
の中で会衆を代表して、
「わたしたちの罪ではな
く、教会の信仰を顧み、お
ことば通り教会に平和と一
致をお与え下さい」と天の
御父に祈るのでした。

教皇大使司牧訪問

=8月14日・15日=

8月14日

- ・奄美大島到着
- ・瀬留教会と白百合の寮訪問
- ・ミサとレセプション
15時30分 (聖心教会)
- ・地区司祭団と夕食会
19時 (山羊島ホテル)

8月15日

- ・鹿兒島到着
- ・ミサ
11時30分 (ザビエル教会)
- ・レセプション
18時 (サンロイヤルホテル)



とながら、ミサ全体の意味
を信者が深く理解すること
で、信仰生活においてミサ
がもつと生かされてくる」
とミサについてのカテケ
ージスを司牧指針に取り上げ
た理由を説明した。

司教から司牧指針につい
ての説明を受けたのち、集
まった司祭たちは意見交換
をするなど分かち合いの時
を持った。

その後は、シノドスの意
見聴取の報告と司教協議会
への回答について霧島神父
から説明がなされたほか、
8月14日と15日の教皇大使
の司牧訪問のスケジュール

戸田教会で最後のミサ

6月18日(土)閉鎖が決
まった小宿教会(朴利奎神



最後のミサを終えて

コンベンツのために集
まった司祭たちは、会議の
前に毎年恒例となつている
「聖ペトロと聖パウロのミ
サ」をささげた。ミサは中

聖パウロのミサ

野司教と郡山名誉司教をは
じめ司祭18人、助祭3人で
ささげられた。
マタイ福音書朗読後の説
教で中野司教は、屋久島に
上陸して捕縛され、江戸に
送られて死んだジョバン
ニ・パチスタ・シドッチ神
父(パレルモ教区司祭)の
働きを振り返り、彼の宣教
師としての魂を見習うよう
メッセージを送り、「私た
ち司祭は、皆、宣教師であ
るべき。それは天の父のみ
旨を行うために教会を通し
て現場に派遣されているか
らだ」と結んだ。

父)の巡回・戸田教会で最
後のミサがささげられた。
戸田での宣教は1921
年、モリス神父によって
始められ、パトリック神父
らに引き継がれている。宣
教開始当時は民家を借りて
ミサをささげるなどしてい
たが、1985年12月1
日、地主さんの好意により
貸してもらった土地の上に
現在の教会を建て献堂式を
実施した。
それから37年、今回の閉
鎖は地主さんからの土地返
却の願いがあつたための措
置で、最後のミサには中野
司教も駆けつけた。

自分たちの信仰生活をもっと充実したものとすため、カテキズム（要理）を学びたいという希望に沿うための一つとして、故・糸永司教様が出された「信徒のための信仰生活指針」を連載することにしました。

第三章 教会の使命に参加する信徒

二・祭司的使命

これは、神と人との唯一の仲介者であるキリストの祭司職に信徒としてあずかる共通祭司職のことで、その中心は「霊的いけにえの奉獻」（ペトロ2の5、9参照）です。信徒は、日々の祈りと秘跡的生活をもってこの使命を果たします。

1. 日々の生活における祈りと霊的いけにえの奉獻

日々の祈りは信者にとつて呼吸のようなものと言われます。主キリストがそうされたように、折々の祈りを通して御父との絶えざる交わりを生きたことになるからです。信徒は、生活に追われながらも、朝夕はもちろん、折々に祈ることが出来るし、また祈らなければなりません。

日々の祈りの中で、毎朝、一日のすべてを霊的いけにえとして奉獻することは、信徒の重要な祭司的務めです。この日々の霊的いけにえは、主日のミサにおいて、キリストのいけにえに合わせて御父に捧げられます。

祈りの仕方では、自分の言葉で祈るいわゆる自由祈禱が奨励されることもあり、祈りの基本に従って正しく祈るために、主が教えた「主の祈り」その他、教会公認の祈り文で祈ることが勧められます。なお、信仰が深ま

るにつれ、念禱や観想など、より深い祈りの生活に進歩することが期待されます。

2. 主日のミサを中心とする秘跡的生活

祭司的民である信徒の使命は、とくに、主日のミサを中心として、諸秘跡にあずかることを通して果たされます。

a 主の復活の日である主日に教会に集まり、聖体祭儀を行うことは、教会始まって以来の伝統的な慣習であり、一切の教会生活を生かし発展させる「源泉かつ頂点」（『教会憲章』11）として重視されてきました。したがって、教会は、信者が守るべき「教会の第一のおき

き、より清い信仰生活を送るための助けとして定期的なゆるしの秘跡を受けることが勧められています。そして教会は、信仰生活の最低限の保証として、少なくとも年に1回、重大な罪を告白するよう「教会の第二のおきて」（註3）を規定しています。

c 言葉と共に、信仰生活の霊的糧である聖体の秘跡は、身体的命の糧としての食物にたとえてみると、しばしば拝領することが当然であり、また、主日のミサ参加が聖体拝領をしてこそ十全な意味があることは言うまでもありません。しかし教会は、信仰生活の最低限の保証として、少なくとも

き、より清い信仰生活を送るための助けとして定期的なゆるしの秘跡を受けることが勧められています。そして教会は、信仰生活の最低限の保証として、少なくとも年に1回、重大な罪を告白するよう「教会の第二のおきて」（註3）を規定しています。

きることになりました。結婚生活は多くの信徒がたどる通常の生き方ですが、主キリストはこの結婚を秘跡とし、夫婦がすべての困難に打ち勝ち、主において結婚と家庭の使命をまっとうするための恵みのしるしかつ道具とされました。しかし、結婚が秘跡となり、家庭を聖化する力の源泉となるためには、両者が洗礼の秘跡を受けていなければなりません。そこで、カトリック信者同士の結婚が基本であり、そうするよう切に勧められているのです。もともと、カトリックの少ない日本において、信者同士の結婚の機会が限られているのは事実であり、教会はこ

かためです。これらの信者の家族や介護人は、早めに主任司祭に届け出るよう配慮すべきです。

3. 典礼における信徒の奉仕職

第二バチカン公会議の後、信徒も典礼の中で積極的な役割を果たすよう奨励されています。「信者が、意識的、行動的に典礼に参加して実りをうるように」（『典章』）「するたためです。信仰と典礼への意識的参加があれば、それだけですでに積極的な参加ですが、先唱者、聖歌隊、オルガン奏者などの種々の奉仕も求められています。さらに信徒に恒常的な典章奉仕職として「朗読奉仕者」と「祭壇奉仕者」が委任できることになりました。また、信徒が臨時の奉仕職、例えば聖体授与のための奉仕者と司祭不在の時の集會司式者として、ある期間任命されることもあります。

なお、恒常的な信徒奉仕者（朗読奉仕者・祭壇奉仕者）は教区司教の委任を必要としますが、臨時の信徒奉仕者は、教区司教の許可を得て主任司祭からある一定期間任命されるか、司式司祭から一時的に任命されることもあります。

ものを保証することを目的としているからです」

新教会法第1246条

「(1) 過ぎ越しの神祕が祝われる主日は、使徒伝承に基づいて、初代教会からの全教会で守るべき祝日としてこれを順守しなければならない。主の昇天及びキリストの聖体、神の母聖マリア、無原罪の聖マリア、聖母の被昇天、聖ヨゼフ、使徒聖ペトロと聖パウロ及び諸聖人の祭日を守らなければならない」

新教会法第1247条

「主日及びその他の守るべき祝日には、信者はミサにあずかる義務を有する。そのうえ、神に捧げるべき礼拝、主日固有の喜び、または精神及び身体の相当の休養を妨げる労働及び業務を差し控えるなければならない」

日本における守るべき祝日（日本司教団の決定、1986・12・1の臨時總會）

「a」日本における守るべき祝日は、すべての主日、主の降誕の祭日、そして神の母聖マリアの祭日である。」「カトリック教会のカテキズム」2181

「信者は守るべき祭日には感謝の祭儀にあずかる義務があります。ただし、重大な理由（例えば病気、乳児の世話）であざかれなければ、自分の主任司祭から免除を受けた場合にはこの限りではありません。この義務を故意に守らない者は大罪を犯します」

註2 教会のおきてについて

・教会の五つのおきての意義（『カトリック教会のカテキズム』2041より）

「教会のおきては、…典章生活と結びついて、これに養われる道徳生活の枠内にあります。司牧者の権威によって公布されたこれらの実定法が義務的な性格を帯びているのは、祈りの精神と道徳的努力、神と隣人への愛に成長するために不可欠の最低限度の

教会法第920条

「(1) 初聖体を受領したすべての信者は、少なくとも年に1回、聖体を拝領する義務を有する。

(2) 前項の規定は復活祭に履行されなければならない。ただし、正当な理由のある場合、1年以内の他の時期にこれを履行することができ

註5 教会の第四のおきて、教会法第1249条

「第1249条 すべてキリスト信者は、自己の様式に従って償いを果たす神法上の義務を有する。ただし、すべての人が、一定の共通した償いの順守によって互いに結ばれるように償いの日が規定されている。当該日には、キリスト信者は、特別に祈りに専念し、信心の行為及び愛徳の業を実行し、自己の義務をいっそう忠実に果たし、以下の条文の規定に従って、特に大斎と小斎を順守することによって自己を放棄しなければならない。」

第1250条 教会全体において償いの日及び時節は、年中の各金曜日及び四旬節の時節である。

・日本における「償いの日」（日本司教団決定、1986・12・11臨時總會）

「a」肉食を控える小斎及び大斎は、灰の水曜日及びわが主イエス・キリストのご受難ご死去の金曜日に順守しなければならない。

b 肉食を控える小斎を年中の毎金曜日に順守しなければならない。ただし、祭日に当たる場合はこの限りではない。しかし、キリスト信者は、自分の判断により、償いの他の形式特に愛徳の業または信心業、または制欲の実行をもってこれに替えることができる。」

信徒のための信仰生活指針④

第2バチカン公会議に基づく信徒固有の霊性

て」（註2）として、主日と守るべき祝日には仕事を休み、ミサにあずかるよう規定しています。

これは、正当な理由なしに怠れば大罪にもなりうる重大なおきてです。この務めを免除される正当な理由とは、乳幼児、病気や高齢、心身障害の他、緊急の公務や愛徳の要求、旅行などです。免除されるかどうかの判断がつかない時は、主任司祭に申し出て、その免除を受けることができま

す。

b ゆるしの秘跡は洗礼後に犯した重大な罪のゆるしのためのもので、キリスト者としての良心を磨

き、より清い信仰生活を送るための助けとして定期的なゆるしの秘跡を受けることが勧められています。そして教会は、信仰生活の最低限の保証として、少なくとも年に1回、重大な罪を告白するよう「教会の第二のおきて」（註3）を規定しています。

年に1回、復活祭の頃に聖体を拝領するよう、「教会の第三のおきて」（註4）を規定しています。

d 小斎と大斎を内容とする「償いの日」を守ることが、「教会の第四のおきて」（註5）として規定されています。これは秘跡ではありませんが、典礼と秘跡に備え、また、罪人である人間の基本的な務めでもある償いを命じるものです。日本においては、司教団の決定により、小斎と大斎は灰の水曜日と聖金曜日に、そして小斎は毎金曜日に守ることとし、小斎は愛徳の業、信心業、または制欲の実行に替えることがで

きることになりました。結婚生活は多くの信徒がたどる通常の生き方ですが、主キリストはこの結婚を秘跡とし、夫婦がすべての困難に打ち勝ち、主において結婚と家庭の使命をまっとうするための恵みのしるしかつ道具とされました。しかし、結婚が秘跡となり、家庭を聖化する力の源泉となるためには、両者が洗礼の秘跡を受けていなければなりません。そこで、カトリック信者同士の結婚が基本であり、そうするよう切に勧められているのです。もともと、カトリックの少ない日本において、信者同士の結婚の機会が限られているのは事実であり、教会はこ

かためです。これらの信者の家族や介護人は、早めに主任司祭に届け出るよう配慮すべきです。

かためです。これらの信者の家族や介護人は、早めに主任司祭に届け出るよう配慮すべきです。

3. 典礼における信徒の奉仕職

第二バチカン公会議の後、信徒も典礼の中で積極的な役割を果たすよう奨励されています。「信者が、意識的、行動的に典礼に参加して実りをうるように」（『典章』）「するたためです。信仰と典礼への意識的参加があれば、それだけですでに積極的な参加ですが、先唱者、聖歌隊、オルガン奏者などの種々の奉仕も求められています。さらに信徒に恒常的な典章奉仕職として「朗読奉仕者」と「祭壇奉仕者」が委任できることになりました。また、信徒が臨時の奉仕職、例えば聖体授与のための奉仕者と司祭不在の時の集會司式者として、ある期間任命されることもあります。

なお、恒常的な信徒奉仕者（朗読奉仕者・祭壇奉仕者）は教区司教の委任を必要としますが、臨時の信徒奉仕者は、教区司教の許可を得て主任司祭からある一定期間任命されるか、司式司祭から一時的に任命されることもあります。

ものを保証することを目的としているからです」

新教会法第1246条

「(1) 過ぎ越しの神祕が祝われる主日は、使徒伝承に基づいて、初代教会からの全教会で守るべき祝日としてこれを順守しなければならない。主の昇天及びキリストの聖体、神の母聖マリア、無原罪の聖マリア、聖母の被昇天、聖ヨゼフ、使徒聖ペトロと聖パウロ及び諸聖人の祭日を守らなければならない」

新教会法第1247条

「主日及びその他の守るべき祝日には、信者はミサにあずかる義務を有する。そのうえ、神に捧げるべき礼拝、主日固有の喜び、または精神及び身体の相当の休養を妨げる労働及び業務を差し控えるなければならない」

日本における守るべき祝日（日本司教団の決定、1986・12・1の臨時總會）

「a」日本における守るべき祝日は、すべての主日、主の降誕の祭日、そして神の母聖マリアの祭日である。」「カトリック教会のカテキズム」2181

「信者は守るべき祭日には感謝の祭儀にあずかる義務があります。ただし、重大な理由（例えば病気、乳児の世話）であざかれなければ、自分の主任司祭から免除を受けた場合にはこの限りではありません。この義務を故意に守らない者は大罪を犯します」

註2 教会のおきてについて

・教会の五つのおきての意義（『カトリック教会のカテキズム』2041より）

「教会のおきては、…典章生活と結びついて、これに養われる道徳生活の枠内にあります。司牧者の権威によって公布されたこれらの実定法が義務的な性格を帯びているのは、祈りの精神と道徳的努力、神と隣人への愛に成長するために不可欠の最低限度の

かためです。これらの信者の家族や介護人は、早めに主任司祭に届け出るよう配慮すべきです。

教会法第920条

「(1) 初聖体を受領したすべての信者は、少なくとも年に1回、聖体を拝領する義務を有する。

(2) 前項の規定は復活祭に履行されなければならない。ただし、正当な理由のある場合、1年以内の他の時期にこれを履行することができ

註5 教会の第四のおきて、教会法第1249条

「第1249条 すべてキリスト信者は、自己の様式に従って償いを果たす神法上の義務を有する。ただし、すべての人が、一定の共通した償いの順守によって互いに結ばれるように償いの日が規定されている。当該日には、キリスト信者は、特別に祈りに専念し、信心の行為及び愛徳の業を実行し、自己の義務をいっそう忠実に果たし、以下の条文の規定に従って、特に大斎と小斎を順守することによって自己を放棄しなければならない。」

第1250条 教会全体において償いの日及び時節は、年中の各金曜日及び四旬節の時節である。

・日本における「償いの日」（日本司教団決定、1986・12・11臨時總會）

「a」肉食を控える小斎及び大斎は、灰の水曜日及びわが主イエス・キリストのご受難ご死去の金曜日に順守しなければならない。

b 肉食を控える小斎を年中の毎金曜日に順守しなければならない。ただし、祭日に当たる場合はこの限りではない。しかし、キリスト信者は、自分の判断により、償いの他の形式特に愛徳の業または信心業、または制欲の実行をもってこれに替えることができる。」

1. 鹿児島教区における歩みの経過

鹿児島教区では「全員参加の共同体をめざして」教会の三つの柱(集まり、交わり、派遣される)を生きたる」とのテーマのもと2019年10月13日〜14日の日程で教区シノドスを開催した。その後、信仰・典礼・宣教の3部会が設置され、聖職者と信徒が協働しつつ、教区シノドスで提起された提言を推進していくこととなった。

社会の中で活動するカトリック学校と社会福祉施設にも広げられた。時間的な余裕がなかったにもかかわらず、質問票を受けてから回答の提出まで3か月弱の時間しかなかった。結果として小教区と社会福祉施設はすべての教会・施設から回答が得られ、カトリック学校からも7割以上の学校から回答を得ることができた。また主にフィリピン人であったが、外国人信徒からの回答もあった。このことは回答を募る側にとっても、回答をする側にとっても、皆が教会の一員であり「ともに歩むべき」存在であることを改めて思い起こす絶好の機会になったのではない。

シノドス第16回通常総会 「ともに歩む教会のために」

交わり、参加、そして宣教

シノドスの歩み教区連絡会・編

鹿児島教区 回答まとめ

意見聴取の対象は教皇様の意向に沿ってなるべく幅広くなるように、小教区に所属する日本人信者だけでなく、(主として外国人司牧担当司祭を通して)外国人にも、また「カトリック」の名のもと教会の部分として、教会から派遣され

意見聴取の方法については、コロナ禍という現状をふまえても、なるべく対面で話し合う機会をもつてほしいと呼びかけられたが、多くの場合はアンケート用紙の配布・回収という方法がとられた。しかしながら比較的小さな共同体においては何らかの仕方で会議の形がとられることが多かったようである。いずれにせよ、回答に先立って質問の内容を解説する機会がそれぞれの場(小教区・学校・施設)で持たれたが、実質的にこれが信者に対する「シノダリティ」に関する直接の解説の場となった。教皇様の提唱する「シノドスの教会」は説明を聞けば即実現できるという類のものではなく、絶えざる学

びと実践によって根気強く前進すべきものなので、今回の意見聴取という体験によつて何かが劇的に変わるということはないかもしれないが、それでも、教区内の多くの人が同時に「ともに歩む」という概念・発想を耳にしたことは決して小さいことではないと思われ

善点を探るよう設問した。教区司教の承認のもと投げかけられた質問の概要は次の通りである。 ①旅の同伴者は誰か、②信仰に関することについて聞き、話す場のあり方、③信仰の中心としての主日のミサのあり方、④宣教の使命とその共同責任の自覚、⑤教会・社会における対話(小教区を越える対話や取り組み)、⑥小教区の組織としてのシノダリティ実現の自己養成。

「私たちの教会」の旅の同伴者として、多くの信者は自分のいる小教区に現に所属している信者を中心と考えつつも、同時に、技能実習生を含めて正式に小教区に「属している」わけではない外国人信徒、様々な理由から教会から遠ざかっている信者、さらには信者でない地域住民をも「仲間である」と指摘する声もあった。しかしながら、実際に上記の人々と共に歩んでいるかという段になると、実現の困難を指摘する声が多い。無論、地道に個人またはグループで働きかけをする人々の存在は教区全体に見られるが、それでも特にコロナ禍でミサをはじめとして教会行事が行えない状況の中で、直接の関わりが持てなくなった状況を指摘する声は非常に多かった。心ではその必要性を感じ

本社会のあり方の中には主日のミサ参加を困難にする要素があること、共同体としての連帯の意識が薄くなっていること、高齢化ゆえの物理的困難、司祭の準備不足などが問題点として指摘された。

イティを見直すきっかけとなることを主たる目的として、シノドスの副題に対応する3つの問いを提示した。①学校・施設における交わりは三位一体の神の愛と一致に根ざしているか、②何が自分のカリスマか、教員・職員はカトリック組織としてのアイデンティティにどのように参画しているか、③福音宣教はどのように実現しているか。 以上の質問の内容は、小教区向けのもので2021年10月17日の教区司牧評議会にて、また鹿児島教区カトリック社会福祉施設協議会と鹿児島教区カトリック幼保連盟に対してはそれぞれ11月4日と11日にオンライン会議にて、教区連絡担

様々な質問に回答するにあたり、そもそも「ともに歩む」ということの内実は何であるのかについての共通認識が重要なポイントとして浮かび上がった。このことは同時に、今後のシノドスの歩みの進展にとつても重要な位置を占めることである。いづれにせよ、以下が現時点で教区、連絡会のメンバー、信徒が、教皇様のメッセージを受けて省察することのできたものである。

「私たちが教会」の旅の同伴者として、多くの信者は自分のいる小教区に現に所属している信者を中心と考えつつも、同時に、技能実習生を含めて正式に小教区に「属している」わけではない外国人信徒、様々な理由から教会から遠ざかっている信者、さらには信者でない地域住民をも「仲間である」と指摘する声もあった。しかしながら、実際に上記の人々と共に歩んでいるかという段になると、実現の困難を指摘する声が多い。無論、地道に個人またはグループで働きかけをする人々の存在は教区全体に見られるが、それでも特にコロナ禍でミサをはじめとして教会行事が行えない状況の中で、直接の関わりが持てなくなった状況を指摘する声は非常に多かった。心ではその必要性を感じ

「教会・社会における対話」も以上に関連するテーマであるが、寄せられた回答からは近隣の小教区や修道会、カトリック学校・施設との関わり、他のキリスト教諸派との関わりはあまり持たれていない印象である。いっぽうで家族や親族は仏教や神道の人が大多数なので否応なく大事にしている。

シノダリティへ向けての自己養成というテーマは、このテーマ設定自体が新しいものなのでこれから深めていかなければならないものである。今回集められた声からは、研修会、聖書を用いた祈りと分かち合い、信仰の知識の養成といったものが信者の関心にあることが分かる。

2-2カトリック学校・社会福祉施設

これらの学校・施設はカトリック教会の部分であり、教会から派遣されたものであるが、鹿兒島教区においては—そしておそらく日本どの教区においても同様であるが—教員・職員の大数が非カトリック信者で構成されている。このことは—その是非についてはさしあたり置いておくにして—大きな特徴としてまず確認されるべきことである。

今回の意見聴取の過程においてはず、質問に用いられた「三位一体」、「交わり」、「カリスマ」、「宣教」といった語彙の使用の難しさが浮かび上がった。

それでも、多くの教員・職員にとってカトリック施設としての雰囲気は基本的に受け入れられ、歓迎されている。信者であるか非信者であるかを問わず祈りが「交わり」の根源であり、主たる表現である学校においては一日の間の節目の時間(朝、帰り、食事、諸行事—宗教的それも含む—、職員間では朝礼・終礼など)における祈りの時間を通して「交わり」を生き、そこを出発点として教員・職員同士、子ども・生徒・学生、施設の利用者、さら

には保護者たちともその「交わり」を共有しようという努力が行われている。そして社会福祉施設においてはさらに、社会福祉施設特有の人の死に関わる場面(看取りや慰霊祭)も加えられる。

教員・職員がそれぞれの学校・施設のカトリックとしてのアイデンティティに自らの職業を通して参画していることに関する問いでは、質問の立て方・説明が不十分であったためか、多くの回答者を困らせてしまったようである。シノドスの歩みをするうえでの反省点である。

宣教の現状を問う質問については、学校・施設内の諸々の宗教行事、祈り、ミサ、講話において聞いたことを利用者やその家族に伝える・分かち合う努力をしていることを報告する声が多くあった。非信者の教員・職員の多くがカトリック施設としてのあり方に賛同し、自身の良心の自由の範囲内においてできるかぎり協力したいという意思が感じられることは喜ばしいことである。

3. ともに歩むために求められること

3-1. 小教区

「ともに歩む」ために、今教会に来ている人同士においても、それぞれの事情で教会を離れている／教会に来られない人々との関わりにおいても、「声かけ」の重要性は大多数の人々が指摘していた。これを、より広範囲に、より勇気をもつて行えるようになることを信者は望んでいる。また鹿兒島教区で制度として採用されている班制度(小共

同体)を単なる連絡の機能だけでなく—連絡も—ともに歩む—うえで大切ではあるが—みことばの分かち合いや霊的体験などの場として充実させることが求められる。

霊的・知的な養成がもつと必要であるという意識は、班制度の枠内に限らず、また、他のテーマ「耳を傾け、声に出す」、「主日のミサ」、「宣教」といった領域—においても、多く指摘された。その際、司祭の統率力・リーダーシップを求め、意見が多くみられ、実際、この点は不可欠な要素であると思われる。

外国人との関わりについては、そもそも彼らの生活の実体や悩みなどを傾聴することも十分にできていないので、まずそこから始めるべきである。言葉の違いが一つの困難となつているかもしれないが、彼らが兄弟姉妹として受け入れられていると感じるような迎え入れ方を探る必要がある。なお外国人のなかには、もつと日本の教会について(あるいは日本の典礼のことについて)知りたいという積極的な意思もみられるので、決して困難ばかりのことではないと思われる。

3-2. カトリック学校・社会福祉施設

「交わり」というテーマに関しては、何を措いても「三位一体の神の愛と一致に根ざす交わり」の内実について、個人的にだけなく組織としても—学校・施設として、法人として、団体(連盟等)として—具体的に探究することの必要性を指摘することができる。信者／非信者の区別、学生・利用者対象か教員・職員対象かの区別をふまえて、学びのレベルから、祈ることや黙想会といった宗

他のキリスト教諸派・他宗教・地域の人々との関わりについては、人は皆同じ創造主に作られた存在なので、そのような視点から彼らを大切にしていこうという考え方が必要である。

地上を旅する教会において信者が「ともに歩む」ためには、組織体としての教会のあり方の改善も重要である。司牧評議会や経済問題評議会、班会の役割などきちんと研修(構成するメンバーの役割・規約など)する必要がある。また、「位階制」という言葉への否定的な反応に対しては、教会は民主主義ではないが、さりとて全部聖職者が決定することでもないことについての説明を、例えば新年度などの機会に、繰り返し行うことが肝要であろう。正しい教会論の理解が深まれば、単なる批判にとどまらない建設的な意見が増えていくと思われる。そして教区の組織体が機能していないとの回答も多い。上局からの情報が流れてこないということと推察されるので、仕組みなど工夫していきたい。

4. 今後の展望

「宣教」の領域において、宣教—キリストの救いを伝えること—するにしても、まず何を伝えるのかを知らなければ途方に暮れてしまうことも事実である。また、信者である職員と信者でない職員において、宣教のつとめの担い方・果たし方は同一ではないであろう。

今後改善が望まれることとしては、宗教的研修の充実を求める声に回答に多くあった。「教会」や「宣教」といった基礎概念についてはカトリック学校・施設の全教員・職員が共通認識として持つことが必須であるがゆえに、宗教的研修の教区レベルでの再検討—全国レベルの連携も射程に

入れつつ—が必要となるであろう。カトリック学校・施設の活動の本来の対象は、第一にはそこに通う子ども・生徒・学生および利用者であるが、この活動の前提として、教員・職員への宣教が大切であるとの認識を新たにすることがある。

ほかに小教区との関係の促進、受洗しやすい環境づくりなど今回の意見聴取で浮かび上がったさらなる課題も、教会と学校・施設が一体となつて行う取り組みの中で効果的に対処されていくことになると思われる。

教区連絡担当者の不手際ゆえに、本稿「回答まとめ」を提出する時点で鹿兒島教区としてはいわゆる「シノドス前会議」を実施できていないので、教区全体として今回の意見聴取という歩みがどのような意味を持ったか、その実りは何であつたか、シノドスの影響をいつかについて確定的なことを述べることはできない。しかし事実として、小教区信者からも、カトリック学校の教職員からも、カトリック社会福祉施設の職員からも、質問に対する回答を考えると、有意義であつたと表明する声があつていった。

今回のシノドスの歩みは、鹿兒島教区にとっては直前に行われた教区シノドスとその後の歩みと連続する側面はある—例えば聖職者と信者が協力し合つて前進することを強調している点—ものの、やはり未知の部分も大きかつたといえ

る。また今回の「歩み」の過程では、教区の霊性において大きな位置を占めている奉獻生活者に対する意見聴取がなされなかつた—修道院に対しては別ルートで意見提供の機会があるとのことだつた—ので、教区レベルで「教会全体を巻き込む」という点からすれば完璧なものではなかつたといえる。「シノドスの教会」の前身は何か、そしてシノドスの歩み方はどのようなものか。この2点は今後も教導職において少しずつ明らかにされていくことであろう。私たちとしては性急な判断に走らず、同時に一人ひとりが三位一体の神との付き合いを深めることを通して聖霊の呼びかけを俊敏に聞き取ることができるよう準備し続けることを大切にしたい。何よりもシノドスの歩みはこれで終わるのではなく、むしろ始まりであることを意識できれば、一定の成果があつたとすることができるとはならない。

そして最後に、主任司祭や協力してくださった担当者の方々、それぞれの教会・学校・施設で回答の取りまとめ作業に携わってくださった方々、そして回答を寄せてくださった方々の一人ひとりに、教区として感謝したい。「回答まとめ」の内容だけでなく、シノドスの歩みに参加しているという事実そのものが、鹿兒島教区内の信者一人ひとりにとつて、カトリック学校・施設に関わる一人ひとりにとつて、またこれを読む他教区の方々にとつて、それぞれの立場において役に立つものになると信じている。

「教区司教承認のもと作成」

「教区司教承認のもと作成」

宣教師の働きに感謝

入来教会が50周年を記念

6月26日(日)、入来教会(ジ・ハシマ神父主任司祭・レデンプトール会)では中野裕明司教を招き、入来教会の節目を記念するミサをささげた。



入来町の教会は、幼きイエズス修道女会(現・シヨファイユの幼きイエズス修道会)が経営母体となつてゐる「薩来園」(精神薄弱者更生施設)の開園(1972年3月27日)とほぼ同じ頃に宮之城地区と入来地区を合わせた小教区として誕生し、その年の4月に旧聖堂が献堂された。現在の高い鐘楼を持つ聖堂が献堂されたのは1980年3月23日のことだが、最初の教会堂献堂から50年となったことを記念し、この日の献堂記念ミサとなった。

午前10時から始められたミサには入来教会所属の信者と近隣の教会から駆けつけた信者の総勢20人が中野司教とハシマ神父、石神助祭、小島助祭と一緒に喜びのミサに参列した。

福音朗読後に説教した中野司教は、入来教会のある北薩地区や南薩地区、徳之島における宣教に尽力してくれているレデンプトール会の活躍に感謝の意を表した上で、特に故郷を離れてはるか遠い鹿児島で神の国の実現のために汗を流し続けてゐるドイツ人司祭から「宣教師の心」を学びたいとメッセージを送った。ミサ後は、参列者全員で記念撮影を行い、教会からのお土産が手渡され散会となった。

ウクライナ献金のお礼

レデンプトール宣教師修道女会

親愛なる鹿児島教区の皆さまへ

カリタス鹿児島を通じての寛大な支援に心より感謝いたします。私たちは、このよきな形でも多くの方々のお役に立つことができ、私たちが感じてゐる無力感に對して、希望のしるしとして具体的に示すことができることを大変うれしく思つてい

ます。私たちが総本部のメンバー、ウクライナの姉妹たち、そして現地ですなかりを感じてゐる多くの人々が、連帯と一致の大きな波に圧倒され、いづれにせよ愛と真実の勝利を信じる助けとなります。

- ・必要な医薬品、包帯、小型発電機などの備品の供給
- ・ウクライナで食料、衛生用品、日用品を供給(特に女性が子供を連れて避難してゐる場所)
- ・ウクライナ東部からの難民とともに暮らし、働くウクライナの姉妹たちを支援
- ・主に小さな子ども連れでドイツに入国してきた方へのサポートと応急処置
- ・紛争地域の救急車に共同出資
- ・遠く離れた日本から、これほどまでの連帯と支援への意欲を感じることができるとは、私たち総本部にとつても、特にウクライナの姉妹たちにとつても、大きな目に見えるしるしになっています。
- ・ウクライナの平和のための祈りで一致しつつ。

総長 Sr マーガレット

+KABAYAN SEKSYON+

Pakikisangkot ng Laiko sa Mass Media

"Ito ang oras na ang laiko ng Asya ay tinatawag na magpalaganap ng Ebanghelyo sa pamamagitan ng makapangyarihang instrument ng mass media na bunga ng makabagong teknolohiya." Ang mga salitang ito mula sa mga Obispo ng Asya ay halaw mula sa kanilang pagpupulong ukol sa bokasyon at misyon ng laiko sa Asya sa kasalukuyan.

Ang hamong ito ay tila agaran, dahil "ang Simbahan sa Asya ay patuloy na naiiwan sa paggamit ng mga... paraan ng pagpapahayag sa mapagpalayang salita ng Diyos sa bayan ng Asya."

Sa isang banda, nararapat ang pagkilala at papuri. "Marami sa mga laikong nagtatrabaho sa secular media ay tapat sa mga pagpapahalaga ng Ebanghelyo at nagiging mga saksi nito-hindi lamang bilang mga Kristiyanong indibidwal, kundi maging sa propesyonal nilang buhay kung saan nagsisilbi silang mga positibong impluwensiya sa kanilang mga kasama at sa mga nakikinabang ng kanilang mga gawa."

Ang kasalukuyang panawagan para sa Simbahan na makilahok sa isang "bagong ebanghelisasyon," kung saan ito'y may bagong alab, metodo at pagpapahayag" (Juan Pablo II), ay tila akma sa larangan ng komunikasyong sosyal-sadyang isang malawak na larangan para sa ebanghelisasyon na bukas sa mga laikong may dedikasyon.

Kaya ipanalangin natin ang lahat ng laiko na bigyan sila ng lakas para magampanan ang kanilang misyon sa buhay.

(Fr. Dino)

《康由神父の聖書教室》

(53)

イスラエル史から探る聖書

たためとあります(第18巻5・4参照)。そして死海東岸にある古い要塞の一つマカエロスへ送られ、そこで処刑されたと記述されています(同上)。

が あつたと考えられます。彼女は権力欲が非常に強く、意図的に夫と離婚してヘロデの妻になりました(系図参照)。ヘロデはナバテア人の王の娘と既に結婚

して いました。この裏切りとも 言えるヘロデに対してナバテア人の王アレタスは報復をします。政略結婚の意味合いが強い時代にあつてヘロデの離婚はアレタスに對する背任行為でもあつたのですからこの軍事的行為は当然のことです。

この行為に對してヘロディアの実弟アグリッパからローマへの叛逆の嫌疑をかけられ、結果として彼はカリギュラによつてガリアに流刑となつたのです。男性優位の時代にあつて妃に操られていたかのようになヘロデは嘲笑の対象だったのであることが洗者ヨハネの殉教の話の背景にあるのです。であれば、古代イスラエル史を学ぶことによつて聖書が今まで以上に興味深く読めるのではないでしょう



会と催し 8月

- 1日(月) ポスコ神父叙階記念(2005年)
- 2日(火) みことばを祈る集い・ザビエル教会・10時
- 3日(水) 中野アカデミー・教区本部・19時
- 4日(木) ▼ルーシン神父命日(1994年)
- 4日(木) 李秉徳神父霊名(聖ビアンネ)
- 6日(土) 主の変容
- 7日(日) ▼日本カトリック平和旬間・15日
- 7日(日) ▼年間第19主日
- 8日(月) ▼小平卓保神父命日(2005年)
- 8日(月) 田原章神父、宋診旭神父霊名(聖ドミニコ)
- 10日(水) 聖ラウレンチオ助祭殉教者
- 12日(金) 久保芳一神父霊名(聖ルフィーノ)
- 14日(日) 教皇大使司牧訪問・15日
- 14日(日) ▼教皇大使ミサ・聖心教会・15時30分
- 15日(月) ▼聖母の被昇天
- 15日(月) ▼教皇大使ミサ・ザビエル教会・11時30分
- 21日(日) ▼年間第21主日
- 23日(火) 司祭評議会・教区本部・14時
- 24日(水) 聖バルトロマイ使徒
- 27日(土) 青年会・鴨池教会・18時30分
- 28日(日) ▼年間第22主日
- 28日(日) ▼オリーブの会及び共にこの道・教区本部・14時
- 28日(日) ▼橋口啓悟神父、鈴木康由神父、重久知司助祭霊名(聖アウグスチヌス)
- 30日(火) ▼山口重義神父命日(2016年)
- 30日(火) ▼オーバン神父命日(1988年)
- 30日(火) ▼ペルリーニ神父命日(2008年)
- 【司教日程】5月6日平和祈願ミサ(広島)、14日皇大使司牧訪問、23日司祭評議会、25日聖マリア学園、31日1日常任司教委員会(東京)

祈りの意向

【祈祷の使徒会】
教皇 小規模事業
日本の教会 世界の平和

ザビエル書院からお知らせ

書院では日本26聖人のロザリオ(二連用)の注文を承っております。値段は木珠の紐編みが660円、チェコガラスビーズ使用の長崎編みが6,050円、基本編みが2,500円です。



【ウクライナ】支援募金 教区では、レデンプトール宣教師修道女会とカノッサ修道女会を通してウクライナ支援することにしました。郵便振替は下記の通り。
郵便振替：02030-2-8359
加入者名：カトリック鹿児島教区
*通信欄に「ウクライナ」と明記の事

ポーランドで難民を支援する カノッサ修道女会からのウクライナ報告

ゴスウアヴィツェのカノッサ会共同体はタラヌフ市から離れた周辺にありましたが、緑豊かで澄んだ空気に包まれていた地域にあり、もてなしの家に専念しています。ウクライナで戦争が始まった頃、そこは信徒や修道者のための「カノッサ会霊性センター」から、すべてのものを必要とする疲れ切った多くの避難する方々ための一時的にもてなす場所、他の国々に向かうための通過点、乗り継ぎ場所に変わりました。

その後今年3月の中頃から、修道院は母親たちと子供たち、そして本当にすべて(愛する人たちや物)を置いて、大きな悲劇から逃れてきた他の婦人たちのために、常にもてなすための家となりました。現在は6人の母親たち

と6人の子供たち、それに必要としている援助や医療支援を求めて日々やってくる他の家族がいます。状況管理の面では大きな連帯性があり、カノッサ在世会員たちと仲間の友人たちが助け合っています。

私たちに求められる重要な長くの仕事は、これらの家族がポーランド国から公認されて、そして仕事をしたいと望んでいる母親たちが受け入れられるように、ポーランド国の公的機関に登録することです。幸いなことに、子供たちはすでに定期的に幼稚園または小学校に正式入学して、興味をもって落ち着いて通学しています。彼らは歓迎され、愛されていると感じています。

これらの人たちにとって困難の一つは、新しい状況への適応とポーランド語の理解です。ウクライナに戻れるという望み以上に(今は不可能なことですが)。幸いに、毎日、シスターガブリシヤと他の信徒のボランティアと交替で、母親たちに教え、子供たちの宿題を見ています。いずれにしてもしばらく前から、毎週末には、様々な集いや霊性の集いの時に、修道院に入りする通過グループによっても支援されて、仲間に加わることができています。このことは母親や子供たちにとって大きな支えです。その上、イタリアのカノッサ会の学校と若いウクライナの学生たちとのつながりは維持されており、難民を受け入れている他の共同体と様々なレベルで交流しています。



要理

作品には必ず作者らしさが現れるということ。アンパンマンを通じて考えてみましょう。そもそもなぜアンパンなのでしょう？ 作者であるやなせたかしさんは幼い頃に道に迷ったことがあったそうです。途方に暮れている時に知らないおばさんが「元気をださない」と言いつつ渡してくれたのがアンパンだったのです。どうやらそのパンに勇気付けられた体験が基になっただけです。やなせさん以外にそのようなヒーローを思いつく人はいないでしょう。

作品には必ず作者らしさが現れるというところがアンパンマンを通じて考えてみましょう。そもそもなぜアンパンなのでしょう？ 作者であるやなせたかしさんは幼い頃に道に迷ったことがあったそうです。途方に暮れている時に知らないおばさんが「元気をださない」と言いつつ渡してくれたのがアンパンだったのです。どうやらそのパンに勇気付けられた体験が基になっただけです。やなせさん以外にそのようなヒーローを思いつく人はいないでしょう。



アンパンマンとバイキンマン

もうひとつ大切なことですが、やなせさんは私たちと同じ神様やイエス様を信じている人でした。みなさんもミサの中でイエス様の体であるパンを頂きますよね。だからアンパンマンも自分の顔を誰かに食べさせるのです。戦争を体験したやなせさんには強い確信がありました。それは本当の正義

カトリック教会の多様性を生きたる① とくに信徒と聖職位階とのかかわりの中で

鹿兒島教区司祭 永山幸弘

小野藤太のひ孫 京都から 小野明郎さん



京都在住の明郎さんは自衛隊員だった20歳の時にも鹿兒島を訪れ、曾祖父(小野藤太)の功績を調べていた。当時の風貌からすると随分貫禄があった感じの彼、今回の目的は草牟田墓地に眠る小野藤太爺さんの墓参りだった。

今回は、フェリーを利用してバイクで鹿兒島を訪れた彼、実は昨年末にも墓参していた。墓参のたびに「藤太爺さんに信仰を継ぐように」と言われている気がする。と言明郎さん。ラゲ

はじめに 人間は他者に開かれた存在です。生来、人間は人とかかわりを求め、大きささまざまな集いが生まれ、その中で生きていく社会的存在です。集いの中間は人としての本質は同じであっても、それぞれが違うものをまとっていますから、一人として同じ人はいません。この集いの中で幸せになるためには、どんなに小さな違いであっても、それを無視しないで、それぞれ

多様な信徒と共に、カトリック教会固有の聖職位階に属する者、司教・司祭・助祭、および教会内の生活様式の違いによる修道者、家庭生活者などの多様性に満ちています。(ここでは、ギリシヤ正教会、聖公会、他のプロテスタントの教会に関しては、取り扱わないことにします。)

まで全21回にわたって、当教区の信徒と聖職位階に属する者とのかかわりの現状について取り扱っていったからです。当教区にもある、信徒と聖職者の間に、対等で、差別のないあり方を築くことが求められること、特に「聖職者主義」、たとえば「上からの視線で信徒を見ているような態度・言葉などの作法」(教区報2020年1月号「対等が生かされる教会に(2)」参照)に触れていましたので、なぜそのようなものか、考えてみたいと思ったからです。

別があるとするばどこにその理由があるのかを明らかにしたいと願っています。キリスト者同士の人間的な未成熟がそうさせているのであれば、それを克服できるように努めていくよう呼びかけたいと思います。(続く)

話をかなり調べており、いくつか教区報でも紹介してくることを約束し、鹿兒島を後にした。

話をかなり調べており、いくつか教区報でも紹介してくることを約束し、鹿兒島を後にした。

話をかなり調べており、いくつか教区報でも紹介してくることを約束し、鹿兒島を後にした。

話をかなり調べており、いくつか教区報でも紹介してくることを約束し、鹿兒島を後にした。

話をかなり調べており、いくつか教区報でも紹介してくることを約束し、鹿兒島を後にした。

話をかなり調べており、いくつか教区報でも紹介してくることを約束し、鹿兒島を後にした。

短歌 吉野教会 中江均 吉野台ミサうち続け来し五十路 七田神父と 神父七方

ゴルゴダの十字架迎え 五十年 主の愛祈る吉野の郷で